



Title	「部落解放教育の文脈で行われる障害児教育」の検証
Author(s)	金子, 伊智郎
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41294
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	金 子 い ち ろ う 郎
博士の専攻分野の名称	博 士 (人間科学)
学 位 記 番 号	第 1 4 3 3 5 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 11 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 人間科学研究科教育学専攻
学 位 論 文 名	「部落解放教育の文脈で行われる障害児教育」の検証
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 平沢 安政 (副査) 教 授 友田 泰正 教 授 菅井 勝雄

論 文 内 容 の 要 旨

明治以降、障害児教育に対する国の姿勢は「就学義務の猶予・免除」だった。1900年（明治33年）に施行された第三次小学校令には、「学齢児童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ為就学スルコト能ハスト認メタルトキハ」、学齢児童保護者の就学義務を猶予・免除すると明確に規定されていた。

この姿勢は戦後の「民主主義教育」においても受け継がれていく。1947年に施行された学校教育法には、「病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる学齢児童の保護者」は、子どもを学校に通わせる義務を猶予又は免除されるとなっている。「特殊教育諸学校」の小学部・中学部を義務制とすることはこの時点で規定されているのだが、施行期日が明示されておらず、養護学校義務制実施の日取りは全く定められていなかった。

こういった声を受けて、養護学校の設置義務制が施行されたのは1979年である。これによって、日本の伝統的な分離教育の文脈のなかで、就学猶予・免除がなくなり、障害児にとっての義務教育が一応の完成をみたことになる。

一方で国際的には、障害者の社会への「統合」が言われるようになった。国連決議「障害者の権利宣言（Declaration on the Rights of Disabled Persons）」（1975）には、「可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利」を有すると記された。また、「完全参加と平等」を唱ったことで有名な国連決議「障害者に関する世界行動計画（The Implementation of the World Programme of Action concerning Disabled Persons）」（1982）には、「可能な限り教育は、（教育学上可能ならば）通常の学校制度の中で行われ」るようすべきであるとされている。「アジア太平洋障害者の十年（Agenda for Action for the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons, 1993-2002）」の行動課題（1993）になると、「主流の教育へ特殊教育を漸進的に統合すること」を提起している。

これを受け日本も、分離教育を基本としながらも「交流教育」の必要性などが法制度に乗るようになってきた。障害者対策推進本部が1993年に決定した「障害者対策に関する新長期計画」には、「多様な教育の充実」の一環として、「学校教育全体で心身障害児を受けとめるという観点から、交流教育、教職員の人事交流等により特殊教育諸学校と小・中学校との連携を図る」とされている。現代の障害児教育は、「分離か統合か」という二者択一の問題ではなく、社会や地域、また同年代の子どもたちと、どういった関係を保ちつつ教育を行うのがよいのかを模索している。

本論文で筆者が取りあげる領域は、「部落解放教育の文脈で行われる障害児教育」である。上記の流れを主流とすれば、これは非主流、あるいは反主流の領域に当たる。

この領域の特徴は、以下の点にある。

(1)いわゆる「部落解放教育」と密接な関係にある。

日本の「代表的」な人権問題として、被差別部落の問題がある。特に学校教育における差別をなくしていくことを志向するものが、「部落解放教育」と呼ばれる。

当初は被差別部落出身生徒への対策が中心だったが、1960年代から他のマイノリティの生徒（在日コリアン、障害児等）の教育問題にも波及していく。なかでも障害児教育に関しては、「障害者差別撤廃」の立場から、日本の主流とは別の教育実践を展開することになる。

(2)障害児の「完全統合」を目的としている。

障害児を普通学級に統合する実践を、部落解放教育は1970年代から行っている。1979年の養護学校設置義務制にも一貫して反対し続け、障害児を普通学校へ統合するという実践を続けている。

(3)独特的マルクス主義的色彩。

部落解放運動がそもそも社会変革の運動であるために、当然の事ながらマルクス主義的色彩を歴史的に帯びてきた。障害児教育においても同様である。

その色彩はしかし、旧共産圏のもとは大きく異なる。旧ソ連の障害児教育は徹底的な分離教育路線だったが、それが部落解放運動と結びつくと、徹底的な統合教育が同じイデオロギーのもとで進められる。

(4)独特的「発達」観。

障害児の「発達」のために統合教育を主張しているわけではない。統合教育の成果は、「子ども達に笑顔が戻った」「仲間づくりがうまくいった」等の言葉で記述される。

こういった特徴を持った障害児教育を、関係者は「共に生きる教育」「共生教育」「共生・共育」などと呼ぶ。論者によって用語や論旨に若干の違いはあるが、健常児と障害児とを隔離せずに、生活空間の完全な共有を志向するニュアンスは共通して込められている。

本論文では、この「部落解放教育の文脈で行われる障害児教育」の成り立ちと変遷を追っていった。その目的は、第1に「部落解放教育」そのものを追うことである。第二に、学校教育制度そのものについて、障害児教育の見地から言及することである。

第1節においては、大阪府内のB市立A中学校における参与観察に基づき、「部落解放教育の文脈で行われる障害児教育」の実例を報告した。

「普通学校」（中学校）に重度自閉症児を受け入れている例に関して、その理念・方法論にふれながら、学校現場の実践をまとめている。

第2節においては、雑誌『解放教育』（全国解放教育研究会編、明治図書、1971～）その他により、「部落解放教育の文脈で行われる障害児教育」の歴史・理念をたどっていった。

時期的には、大きく3つに区分される。

まず、養護学校設置義務化以前（1979年まで）は、本領域の方法論が成立し、実践されていく時期である。必然的に養護学校義務化には反対していくが、実際問題として義務化は施行される。

養護学校義務化以後、1980年代の時期は、統合教育の継続的な実践と共に、「国際障害者年」や「ノーマライゼーション」が援用されていく。この頃までは、「部落解放教育」の中で障害児教育が強固に位置づき、軌を一にして行われていた。

しかし、1990年代から現在に至る時期は、障害児教育が「部落解放教育」から取り残されていく。「部落解放教育」が「学力水準の向上」や「人権教育」を標榜するようになったが、障害児教育はほとんど変化していない。それどころか、障害児教育の側から「部落解放教育」への批判が表れたりもしている。本節ではこのあたりの移り変わりについて通時にまとめた。

第3節は、以上をふまえた考察である。

「部落解放教育の文脈で行われる障害児教育」は、「学校」という空間でのみあり得た方法論であったことをまず結論づけている。従って、卒業後に関してはまた別のアプローチが必要になろう。

最後に、障害者に関する偏見を縮小させる観点から、統合教育の必要性を論じている。また、「人権」という概念

のとらえ直しの必要性についてもまとめてある。

論文審査の結果の要旨

本論文は、部落解放教育の文脈でとりくまれてきた障害児教育の理論と実践について、同和教育推進校における参与観察、雑誌『解放教育』のレビュー、ならびに筆者自身の自閉症者との個人的関わりをもとに、批判的に考察したものである。筆者は、部落解放教育が「解放の学力」論をもとに統合教育に過大な意味合いと物語性を付与してきたのではないかと述べ、業績主義を前面に押し出すようになった90年代の部落解放教育が、障害児教育との齟齬を拡大させてきた背景を明らかにした。この論考は、障害児教育や人権教育のあり方に対して、従来になかった視点から批判的に分析したものであり、非常に示唆に富んでいる。障害児をとりまく教育現場の具体的な事実をもとに、研究対象とクールな距離を保ちつつ、オリジナルな分析の枠組みを用いて考察した研究スタイルについても、高く評価するものである。よって、博士（人間科学）学位論文として十分に価値あるものと認める。